

オンライン結婚相談所Lightup 概要書面（重要事項説明書）

本書面の内容を十分にお読みになり、よくご理解くださいますようお願いいたします。

本書面は、当社が登録会員に対し提供するサービスの内容及び当社と登録会員の間の契約関係の概要を示すものです。本書面に記載されている事項は以下の通りです。

- | | | |
|------------------|------------------|--------------------|
| 1. 役務提供事業者（当社概要） | (4) 支払い時期及び支払い方法 | 8. 支払停止の抗弁権（割賦販売法） |
| 2. お客様ご相談窓口 | (5) サービス提供期間等 | 9. 契約更新、休会及び退会 |
| 3. 当社の提供するサービス | 4. クーリング・オフ | 10. 効力の可分性 |
| (1) サービスの提供内容 | 5. 中途解約 | 11. 保全措置 |
| (2) サービス料等 | 6. 中途解約時の返金 | 12. 個人情報の取扱い |
| (3) 成婚の定義 | 7. 登録抹消時の返金 | 13. 反社会的勢力の排除 |

当社のサービスにご満足していただくとともに、会員期間中のトラブル等を避けるために、お客様自身でも、本書面及びオンライン結婚相談所Lightup入会申込契約書、契約書別紙を必ずご確認くださいませようお願いいたします。

1. 役務提供事業者（当社概要）

名称	株式会社ブラシス（屋号：オンライン結婚相談所Lightup）
住所	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目18-20 DK丸の内ビル1F
代表者名	山村 詩奈
電話	050（5891）1169
E-mail	info@lightup-mariage.com

2. お客様ご相談窓口

個人情報取扱いに関することを含みご相談窓口は、上記1.役務提供事業者と同じです（電話 050(5891)1169）。

3. 当社の提供するサービス

(1) サービスの提供内容

当社の提供するサービスは、結婚を希望する者への会員間の紹介及びこれに付随関連する以下のサービスです。尚、お見合い、ご交際、ご結婚の実現を保証するものではありません。

1. 会員情報登録事務
2. 会員プロフィール情報の提供
3. お見合いセッティング
4. ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート
5. その他上記に付随関連するサービス

本サービスでは、コネクトシップ及びJBAを基本サービスとして提供します。会員は、これらに加えて、TMS又はIBJ onlineのいずれか一方を選択サービスとして利用することができます（同時利用はできません）。選択サービスの変更条件等は、オンライン結婚相談所Lightup入会申込契約書第3条の2をご確認ください。

(2) サービス料等

1. 入会金：12,000円(税込) 会員としての地位が付与され、会員として活動するために要する料金です。
2. 月会費：9,900円(税込) 会員として活動するために要する料金です。
3. 成婚料：なし
4. キャンセル料(概算額)：成立後のキャンセル 10,000円、当日キャンセル・15分超の遅刻 20,000円（二重請求なし）
5. 選択サービス変更手数料：TMSとIBJ onlineの間で選択サービスを変更する場合、変更手続1回につき5,500円（税込）。選択サービスの変更は再入会には当たらないため、入会金は再度発生せず、月会費の金額も変更されません。

(3) 成婚の定義

結婚、婚約又はそれらと同等の成果（「結婚の口約束」「宿泊」「宿泊を伴う旅行」「婚前交渉」「同棲」「交際期間を延長し通算6ヵ月を経過した場合（交際期間は原則3ヶ月）」など）は「成婚」とみなします（以下同様）。また「成婚」における相手とは、当社会員に限らず当社紹介にかかる他社会員等を含むものとします。

	費用	金額(税込)	中途解約時返金
①	入会金	12,000	無
②	月会費	9,900	無
①～②	入会時費用支払い額(初期費用)合計	21,900	無

※サービス料等には契約日の税率より算出した消費税が含まれております。※消費税の変更時にそれに合わせて料金を改定することがあります。

(4) 支払い時期及び支払い方法

1. 入会時費用は、一括払いとし、入会時に本契約書面を取り交わした日よりクレジットカード及びデビットカードにて支払うものとします。
2. 月会費は、活動開始日を起算日として毎月クレジットカード及びデビットカードにて支払うものとします。

(5) サービス提供期間等

- ①サービス提供期間 サービス提供期間は、活動開始日から1か月間とし、退会申出がない場合は自動更新します。
- ②サービス提供開始日と終了日 開始日は、活動開始日とします。終了日は、クーリング・オフ、成婚に至った時、会員期間が満了し更新を行わなかった時、又はオンライン結婚相談所Lightup入会申込契約書第12条第1項、第13条第1項で定める登録抹消事由に該当し退会となる時とします。尚、交際中、お見合いが成立しているもの、及びお見合い申込中で返事待ちのものがあるときに退会する場合は、それらを終了あるいはキャンセル等をした上で退会するものとします。

4. クーリング・オフ

1. 会員は、オンライン結婚相談所Lightup入会申込契約書を受領した日から8日間を経過するまでは、書面又は電磁的記録により会員登録に関する契約の解除(クーリング・オフ)ができます。
2. 会員は、当社若しくはその役職員が①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために①の解除を行わなかった場合、当社から①に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日間を経過するまでは、書面又は電磁的記録により会員登録に関する契約の解除ができます。
3. ①の解除は、その解除を行う旨の書面又は電磁的記録を発したときにその効力を生じます。
4. ①の解除があった場合において、当社は、その解除をした会員に対し、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
5. ①の解除があった場合において、既に一部のサービスが提供されていても、当社は、その解除をした会員に対し、サービス料その他の金銭の支払いを請求することはできません。
6. ①の解除があった場合において、当社がその解除をした会員から金銭を受け取っているときは、速やかにその解除をした会員に対しこれを返還しなければなりません。

5. 中途解約

(1) 会員は、本契約書面を受領した日から8日間を経過した後（当社若しくはその役職員が前条に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために前条の解除を行わなかった場合、当社から前条に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日間を経過した後）においては、将来に向かって会員登録に関する契約の解除ができます。

(2) 会員が中途解約を行う場合、当社は、特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます）に定める上限金額を超える請求は行わず、以下に定める「本上限額」を上限として金銭を請求します。「提供済み役務の対価」とは、次に掲げる費用の合計額をいいます。

1. 入会金
2. 初月月会費
3. 契約締結月（初月）の翌月から、中途解約希望月までの月会費（会員が本条に基づき適正に申請した場合）
4. 当社が提供する有料オプションの利用料（ただし、申込件数追加オプションは、消化状況にかかわらず所定額を請求します）
5. オンライン結婚相談所Lightup入会申込契約書第18条（キャンセル料等）に定める事由が発生した場合の違約金
6. その他本規約類等で定めた金額を合算した金額をいいます。

1. その解除がサービス提供開始前である場合：30,000円までの額
2. その解除がサービス提供開始後である場合：提供済み役務の対価＋解約損料（20,000円又は未提供役務残額の20%のいずれか低い額）

(3) 当社は、前項の上限精算とキャンセル料等を二重に請求しません。

(4) 解除に伴う返金は、当社所定の方法により速やかに行います。

6. 中途解約時の返金

(1) 月の途中で中途解約した場合であっても、当月分の月会費の日割り計算での精算はできないものとします。

7. 登録抹消時の返金

オンライン結婚相談所Lightup入会申込契約書第12条第1項、第13条第1項で定める登録抹消事由に該当し退会となる場合は、受領金の返金はいりません。

8. 支払停止の抗弁権（割賦販売法）

ローン・クレジット等割賦販売利用の場合には、一定要件のもと当社に対して生じている事由をもって利用信販会社へ対抗できません。

9. 契約更新、休会及び退会

契約更新、休会及び退会については、オンライン結婚相談所Lightup入会申込契約書第1条に定める契約書別紙に記載の通り、所定の手続きに従って行います。

10. 効力の可分性

オンライン結婚相談所Lightup入会申込契約書の条項の一部に無効な部分があったとしても、その無効は他の条項の有効性に影響を与えません。

11. 保全措置

当社は、入会金その他の前受金について特段の保全措置を講じていません。

12. 個人情報の取扱い

個人情報取扱いに関する事項はオンライン結婚相談所Lightup入会申込契約書第14条、第15条に記載の通りです。

13. 反社会的勢力の排除

会員が暴力団等の反社会的勢力の関係者又はこれに準ずる者であることが判明した場合は、オンライン結婚相談所Lightup入会申込契約書第12条に基づき、直ちに当該会員の登録を抹消するものとします。

本書面記載の各項目、その他サービスの特徴等につき、十分理解いたしました。（署名欄：入会申込者）

氏名 _____

※本欄は電子署名（GMOサイン）により署名します。

（以下余白）

オンライン結婚相談所Lightup 入会申込契約書

本書面の内容を十分にお読みになり、よくご理解くださいますようお願いいたします。

入会申込者

契約日

氏名

住所

電話

本契約の前に概要書面にサインをして受取りました。また、本契約書面等を電磁的方法（GMOサイン）により交付を受けることについて、あらかじめ承諾しています。

選択サービス（いずれか一方を選択してください）：☐ TMS ☐ IBJ online

※本欄は電子署名（GMOサイン）により入力・署名します。

役務提供事業者（当社概要）

名称	株式会社ブラシス（屋号：オンライン結婚相談所Lightup）
住所	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目18-20 DK丸の内ビル1F
代表者名	代表取締役 山村 詩奈
電話・FAX	050(5891)1169

お客様ご相談窓口（個人情報取扱いに関することを含む）：上記役務提供事業者と同じ（電話 050(5891)1169）

サービス料等 スタンダードコース

	費用	金額(税込)	中途解約時返金
①	入会金	12,000	無
②	月会費	9,900	無
①～②	入会時費用支払い額(初期費用)合計	21,900	無

※役務（サービス）提供開始後の中途解約の場合 ※サービス料等には契約日の税率より算出した消費税が含まれております。消費税の変更時にそれにあわせて料金を改定することがあります。

第1条（会員）

- 会員とは、「本契約書面」「オンライン結婚相談所Lightup概要書面(重要事項説明書)」の書面を熟読し、その内容を理解した上で、本契約書面に必要事項を記入して当社に入会を申し込み、当社によって会員登録を認められた者をいいます。尚、その他当社作成の書面については、契約書別紙に定めるものとします。
- 本契約を構成する書面（概要書面（重要事項説明書）、本契約書面及び契約書別紙）の間で内容の相違があった場合は、概要書面（重要事項説明書）、本契約書面、契約書別紙の順に優先するものとします。

第2条（会員資格）

会員となるには、次の条件を満たす必要があります。

- 本契約書面、その他当社作成の書面を熟読し、理解した上、当社所定書面に所定事項を記入し、当社に提出すること
- 20歳以上の独身で、一定の住所を有すること
- 被保佐人、被後見人でないこと
- 暴力団等の反社会的勢力関係者又はこれに準ずる者でないこと
- 男性の場合、安定した収入があること
- その他第1条に記載の書面の条件を満たすこと

第3条（当社の提供するサービス）

1. 当社の提供するサービスは、結婚を希望する者への会員間の紹介及びこれに付随関連する以下のサービスです。尚、お見合い、ご交際、ご結婚の実現を保証するものではありません。
 1. 会員情報登録事務
 2. 会員プロフィール情報の提供
 3. お見合いセッティング
 4. ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート
 5. その他上記に付随関連するサービス
2. 本サービスでは、コネクトシップ及びJBAを基本サービスとして提供します。会員は、これらに加えて、TMS又はIBJ onlineのいずれか一方を選択サービス（以下「選択サービス」といいます）として利用することができます。
3. TMSとIBJ onlineを同時に利用することはできません。

第3条の2（選択サービスの変更）

1. 会員は、当社所定の方法により申し出ること、TMSとIBJ onlineの間で選択サービスを変更することができます。ただし、変更前の選択サービスにおいて、申込み中、申受け中、お見合い調整中、お見合い成立後で実施前又は交際中の案件その他の進行中の案件が一件でもある場合は、選択サービスの変更を行うことはできません。選択サービスの変更手続は、進行中の案件がすべて終了した後に行うことができます。
2. 選択サービスの変更は、会員からの申出後、当社所定の手続及びシステム上の登録が完了した時点で適用されます。変更手続には一定の日数を要する場合があります。
3. 選択サービスを変更する場合は、第4条に定める選択サービス変更手数料として、変更手続1回につき5,500円（税込）を支払うものとします。選択サービスの変更はLightupへの再入会には当たらないため、入会金は再度発生しません。また、変更後も月会費の金額は変更されません。

第3条の3（IBJ online利用に関する同意事項）

会員は、IBJ onlineの利用に関して、以下の事項について確認し、同意するものとします。

1. Lightupへの入会にあたっては、IBJ onlineを選択する場合であっても、選択サービスにかかわらず、Lightupが定める独身証明書、本人確認書類、収入証明書、学歴証明書、資格証明書その他の必要書類を提出する必要があること。
2. IBJ onlineは、独身誓約書への同意及び本人確認書類の提出を活動条件とするオンライン結婚相談所プラットフォームであること。
3. IBJ onlineを通じて紹介される相手会員の中には、独身証明書を提出せず、独身誓約書への同意及び本人確認書類の提出により活動している会員が含まれること。
4. IBJ onlineを利用する場合は、IBJ onlineが別途定める利用規約、ガイドライン、操作方法及びルール等を確認し、これらを遵守すること。

第4条（サービス料等）

1. 本契約における各種サービス料の定義は以下の通りです。
 1. 入会金：会員としての地位が付与され、システム登録、会員として活動するために要する料金です。
 2. 月会費：会員として活動するために月々要する料金です。
 3. 選択サービス変更手数料：TMSとIBJ onlineの間で選択サービスを変更する場合に要する料金で、変更手続1回につき5,500円（税込）です。
 4. 上記以外の料金は、契約書別紙記載のオプション手数料をご覧ください。
2. 支払い時期及び支払い方法は、以下の通りです。
 1. 入会時費用は、一括払いとし、入会時に本契約書面を取り交わした日よりクレジットカード及びデビットカードにて支払うものとします。
 2. 月会費は、活動開始日を起算日として毎月クレジットカード及びデビットカードにて支払うものとします。

第5条（サービス提供期間等）

1. サービス提供期間は活動開始日から1か月間とし、退会申出がない場合は自動更新します。
2. 交際中、お見合いが成立しているもの、及びお見合い申込中で返事待ちのものがあるときに退会する場合は、それらを終了あるいはキャンセル等をした上で退会するものとします。
3. その他契約更新、休会及び退会については、契約書別紙で定める通りです。

第6条（保全措置）

入会金その他前受金について特段の保全措置を講じていません。

第7条（クーリング・オフ）

1. 会員は、オンライン結婚相談所Lightup入会申込契約書を受領した日から8日間を経過するまでは、書面又は電磁的記録により会員登録に関する契約の解除(クーリング・オフ)ができます。
2. 会員は、当社若しくはその役職員が第1項に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために第1項の解除を行わなかった場合、当社から第1項に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日間を経過するまでは、書面又は電磁的記録により会員登録に関する契約の解除ができます。
3. 第1項の解除は、その解除を行う旨の書面又は電磁的記録を発したときにその効力を生じます。
4. 第1項の解除があった場合において、当社は、その解除をした会員に対し、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
5. 第1項の解除があった場合において、既に一部のサービスが提供されていても、当社は、その解除をした会員に対し、サービス料その他の金銭の支払いを請求することはできません。
6. 第1項の解除があった場合において、当社がその解除をした会員から金銭を受け取っているときは、速やかにその解除をした会員に対しこれを返還しなければなりません。

第8条（中途解約）

1. 会員は、本契約書面を受領した日から8日間を経過した後（当社若しくはその役職員が前条に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために前条の解除を行わなかった場合、当社から前条に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日間を経過した後）においては、将来に向かって会員登録に関する契約の解除ができます。
2. 会員が中途解約を行う場合、当社は、特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます）に定める上限金額を超える請求は行わず、以下に定める「本上限額」を上限として金銭を請求します。「提供済み役務の対価」とは、次に掲げる費用の合計額をいいます。
 1. 入会金
 2. 初月月会費
 3. 契約締結月（初月）の翌月から、中途解約希望月までの月会費（会員が本条に基づき適正に申請した場合）
 4. 当社が提供する有料オプションの利用料（ただし、申込件数追加オプションは、消化状況にかかわらず所定額を請求します）
 5. 第18条（キャンセル料等）に定める事由が発生した場合の違約金
 6. その他本規約等で定めた金額を合算した金額をいいます。
 - (1) その解除がサービス提供開始前である場合：30,000円までの額
 - (2) その解除がサービス提供開始後である場合：提供済み役務の対価＋解約損料（20,000円又は未提供役務残額の20%のいずれか低い額）
3. 当社は、前項の上限精算とキャンセル料等を二重に請求しません。
4. 解除に伴う返金は、当社所定の方法により速やかに行います。

第9条（中途解約時の返金）

1. 月の途中で中途解約した場合であっても、当月分の月会費の日割り計算での精算はできないものとします。

第10条（割賦販売法に基づく支払停止の抗弁権）

ローン・クレジット等割賦販売利用の場合、一定要件のもと当社に対して生じている事由をもって利用信販会社に対抗できます。

第11条（会員の責務）

以下に定める会員の責務を怠ったことに起因する一切の損害と負担は、会員に帰属するものとします。

1. 会員活動は自己の結婚相手を探す目的のみで行わなければなりません。営利目的・営業活動などを目的とする行為、他の会員に対し、又は他の利用者を通じて第三者に対し、サービス、物品等の販売、宗教の勧誘、会員間で金銭授受・貸借、その他これらに準ずるような行為をしてはなりません。
2. 提出書類、及びその他登録事項に虚偽の内容を記載してはなりません。
3. 提出情報に変更があった場合、直ちに所定方法にて登録事項を変更、又は当社に届け出なければなりません。
4. 自己のプロフィールやその他会員情報が、入会希望者や会員によって閲覧されることを予め承諾します。
5. 会員情報の内容やお見合いの相手の個人情報など、当社を通じて入手した情報を当社の許可なく印刷、改ざん、廃棄、流用、及び第三者への漏洩などをしてはなりません。
6. 会員活動において知り得た他の会員及び当社、又は第三者を差別もしくは誹謗中傷したり、名誉、信用を毀損する行為をしてはなりません。また、手段を問わず、交際を強要する行為、つきまとい、待ち伏せその他のストーカー行為をしてはなりません。

ん。当社を通じて交際終了の連絡を受けた場合、直ちに通信・交際を停止・終了し、知り得た個人情報速やかにその登録を削除しなければなりません。

7. 会員活動における自己の行為について一切の責任を負うものとし、その過程又は結果において、自己、他の会員もしくは第三者に損害が生じた場合、自己の責任と負担において解決するものとし、当社は何らの責任を負うものではありません。
8. 会員たる地位、会員専用のインターネット会員検索サービスの会員ID、パスワード等を第三者に提供、譲渡、貸与、販売、名義変更等、及び担保に供する行為をしてはなりません。
9. 会員ID及びパスワードを盗用された場合は速やかに当社に連絡しなければなりません。尚、会員の故意又は過失により第三者が当該会員の会員ID及びパスワードを不正に使用したことにより生じた損害については、自己の責任と負担において解決しなければなりません。
10. 他の会員の会員ID、パスワードを使用してはなりません。
11. サービスやシステムに対する過度の批判的言動や変更を求める行為、契約内容を超えた何らかの作為又は不作為を求める行為をしてはなりません。
12. 会員情報の内容やお見合いの相手の個人情報など、当社を通じて入手した情報を自動化された手段(情報収集ボット、ロボット、スパイダー、スクレーパーなど)を使用して収集してはなりません。なお、本記載は例示的なものであり、その他の目的外利用を許容するものではありません。
13. 上記各項の他、会員は、本契約に反する行為、なりすまし行為、法令、公序良俗に反する行為、当社の運営を妨害する行為、その他、他の会員、当社又は第三者に不利益を与える行為をしてはなりません。

第12条（登録抹消）

1. 当社は、会員が会員の責務、その他本契約にて定める事項に違反し、当社が登録抹消を相当と判断した場合は、直ちに当該会員の登録を抹消するものとします。
2. 会員登録を抹消された会員は、会員としての権利をすべて失うものとし、登録抹消前に負担した義務又は債務については引き続き負担するものとします。
3. 第1項に該当し退会となる場合は、第9条に該当しないため、受領金の返金は行いません。

第13条（サービス提供の停止、終了）

1. 当社は、会員が次の事由に該当する場合は、疑義の程度及び重大性に照らして、当社の裁量でサービス提供を停止することができ、当社が適当と判断する方法による調査でも疑義の払拭又は事態の改善がなされないと判断した場合、前条第1項に基づき登録を抹消することができます。
 1. 会員の責務に違反していることが疑われる事情があり、当社において更なる調査が必要と判断した場合
 2. 会員資格を満たしていないと疑われる事情があり、当社において更なる調査が必要と判断した場合
 3. 会員資格を満たしている場合でも、現在及び過去の犯罪行為が疑われる事情があり、当社において更なる調査が必要と判断した場合
 4. 当社、会員又は第三者に回復困難な損害発生可能性があり、当社がその損害発生回避のために必要であると判断した場合
 5. 当社に届け出た連絡先に対し、当社から1ヶ月以上連絡が取れない場合
2. サービス提供は、次に掲げる場合に終了します。
 1. 会員登録に関する契約が解除された場合
 2. 会員期間が満了し更新を行わなかった場合
 3. 会員登録が抹消された場合
 4. 会員が成婚に至った場合
 5. 会員が死亡した場合

第14条（個人情報の保護）

1. 当社は、取得した個人情報(氏名又は個人を特定できる情報や住所、連絡先、学歴、家族構成、宗教の有無等の機微な個人情報、また会員本人の意思によって知り得た(当方に伝えられた)個人情報を含む)を当社及び当社業務提携先の提供するサービス、イベント、パーティー、セミナー等の広告、宣伝、情報提供のために利用します。
2. 当社は、前項の利用目的の範囲を超えた個人情報の取扱いはしません。
3. 当社は、会員情報について、当社利用のシステムの故障による消失を防止するため必要な措置をとるものとします。また、会員は、やむを得ない事由により本サービス用設備が故障した場合、会員情報が消失することがあることをあらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、本人から個人情報の開示、訂正又は削除の依頼を受けた場合は、当社の手続き規定に従って速やかに対応します。
5. 当社は、個人情報への不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、漏洩などの危険に対して、当社の個人情報マネジメントシステムに従った安全対策を継続的に講じるよう努めます。
6. 個人情報に関する問い合わせ、開示、訂正又は削除の依頼は、当社の個人情報保護管理者(お客様ご相談窓口)にて対応します。

第15条（同意による個人情報の開示、匿名加工情報の利用）

1. 当社は、サービス提供を目的として、「当社会員」「当社の加盟するネットワークに参加する当社以外の会員」「当該会員が所属する組織」に対し、会員のプロフィールデータその他のサービス利用に係る情報（以下、「会員データ」といいます）を開示し、開示先との間でこれら情報を提供して利用するものとします。「氏名」「メールアドレス」「電話番号」については、交際が成立した会員間において、会員が所属する組織を通じて開示します。尚、その他の開示は以下の場合になされます。
 1. 会員の同意を得た場合
 2. 裁判所の命令、法令に基づく照会及び強制的な処分、その他裁判所及び行政の判断に従う場合
 3. サービスの利用に係る金銭債務の特定、支払い及び回収に必要な範囲において、クレジットカード会社その他の金融機関又は取引先等に情報を開示する場合
 4. サービスの向上、新規サービスの開発、その他の業務に利用する目的において、会員個人を特定できない状態に加工した統計資料を作成し、これを業務提携先に開示する場合
 5. 個人情報の適切管理を契約により義務づけた業務提携先に対し、業務を遂行する範囲において個人情報を開示する場合
 6. 当社又は前号の業務提携先に関する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メール等を送付するために、当該業務提携先に開示する場合
2. 匿名加工情報（特定の個人を識別できないように会員データを加工した情報）は、マッチング率向上を目的として、マッチングロジックの研究開発等を行うために利用します。また、婚活サービス利用に役立つデータ等の還元を目的として集計等を行うために利用します。

第16条（会員情報等の掲載停止、削除）

当社は、運営上不適当と判断した情報を、当社が定める運用方針に従い掲載停止又は削除することができます。但し当社は、当該情報を掲載停止又は削除する義務を負うものではありません。

第17条（サービスの中断、中止）

1. 当社は、以下に該当すると判断した場合、サービスを一時的に中断し又は恒久的に中止する場合があります。この場合、原則として事前に告知しますが、緊急の場合には告知なしに行うことがあります。これにより会員に損害が発生した場合の免責は、第20条で定める通りです。
 1. 火災、停電、地震、台風、戦争、暴動、労働争議、その他当社の責に帰さない事由により、サービスの提供ができない場合
 2. 行政その他よりサービス又は運営を禁じられた場合
 3. 当社利用のシステムに関して、次項各号で定める事由が発生した場合
 4. その他、システム提供会社がサービスの一時的な中断を必要と判断した場合
2. システムの提供は、以下の事情で一時的に中断し、又は恒久的に中止される場合があります。
 1. システム提供会社の設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 2. システム提供会社の設備に障害が発生した場合
 3. システム提供会社が利用する電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止又は中断することによりシステムの提供を行うことができない場合
 4. 何らかの原因による電力供給の不足があった場合
 5. 天災、地変、戦争、暴動その他不可抗力による場合
 6. 悪意ある第三者による不正なプログラム等が侵入した場合

第18条（キャンセル料等）

1. 成立したお見合いをキャンセルする場合、理由のいかに因らず、会員は当社に対し10,000円(税込)のキャンセル料を支払うものとします。尚、違約金の有無、発生事由、金額につき第1条に記載の書面にて定めがある場合は、その定めに従うものとします(以下同様)。
2. お見合い当日のキャンセルの場合、及び、15分以上の遅刻をしたことでお見合いが不可能と相手方が判断した場合、会員は当社に対し20,000円(税込)のキャンセル料を支払うものとします。
3. 交際承諾後、一度の出会いもないまま交際を中止する場合、会員は当社に対し20,000円(税込)のキャンセル料を支払うものとします。

第19条（損害賠償）

会員は、他の会員、当社又は第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任と負担においてその損害を賠償しなければなりません。

第20条（免責事項）

1. 当社は、以下の事項につき、その責任を負いません。
 1. 当社の責に帰さない事由により生じた損害については、当社は、賠償責任を負わないものとします。なお、本号でいう損害には、第17条で定める事項に起因して発生した損害も含まれるものとします。

2. 当社が会員に提供するデータ等について、その完全性、正確性、適法性、有用性等に関して責任を負いません。また、常にプロフィールの記載事項を証明・保証するものではありません。
 3. 当社の責に帰さない事由により会員情報が消失し、又は、他者により改ざんされた場合、当社は、技術的に可能な範囲で情報の復旧に努めるものとし、この消失又は改ざんにより生じた一切の損害の賠償義務を免れるものとします。
 4. 当社の責に帰さない事由によりシステムの利用を通じて会員のパーソナルコンピュータ等にウイルスが侵入し損害が生じた場合、当社は、その一切の責任を負いません。
 5. 当社の責に帰さない事由により、サービス利用に起因して生じた会員間の紛争、事故又は被害について、当社は、一切の責任を負いません。
2. 当社は、本契約に基づく会員によるサービス利用に関連して当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社に故意又は過失があることを除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該会員に現実には発生した通常損害の範囲に限られ、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益を含む間接損害を含まないものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該会員から受領すべき料金に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

第21条（可分性）

本契約の条項の一部に無効な部分があったとしても、その無効は他の条項の有効性に影響を与えません。

第22条（準拠法）

本契約は日本法に準拠して解釈されるものとします。

第23条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、当社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（以下余白）

オンライン結婚相談所Lightup 契約書別紙（入会申込契約書一体型補足資料）

本書面の内容を十分にお読みになり、よくご理解くださいますようお願いいたします。

第1条 本別紙の位置付け・効力

1. 本別紙は、オンライン結婚相談所Lightup入会申込契約書（以下「本契約書」）の一部を構成し、概要書面（重要事項説明書）・利用規約と一体として、契約上の義務・権利を明確化する補足資料です。
2. 本契約書への署名（電子署名による締結を含みます）と同時に、本別紙の内容も会員により承諾されたものとみなされ、効力を生じます。会員は署名することで、本契約書及び本別紙の全ての内容に同意したものとみなされます。

第2条 オプション費用・支払方法

役務提供事業者、提供サービス、入会金及び月会費は、本契約書記載の通りです。オプション費用は以下の通りです。

- ・プロフィール・お相手希望条件変更手数料：1件につき1,100円(税込)
- ・オンライン面談：1回（30分）につき5,500円（税込）
- ・TMS：ピックアップ会員掲載（2週間）：2,200円（税込）
- ・コネクトシップ：ピックアップ会員掲載料：1回につき1,100円（税込）
- ・コネクトシップ：MYPR申込数5件追加：8,800円（税込） 1件追加：2,200円(税込)
- ・選択サービス変更手数料（TMS⇔IBJ online）：変更手続1回につき5,500円（税込）※再入会には当たらないため入会金は再度発生せず、月会費の金額も変更されません。

支払方法 クレジットカード及びデビットカードのみ

第3条 返金条件・クーリングオフ

本契約書面を受領した日から8日を経過するまでの契約解除は、クーリングオフとして認められます（本契約書第7条に定める通りです）。

- ・登録日から90日以内にマッチングが成立しなかった場合、会員は条件に応じて料金返金を請求できます。

■返金対象外条件

1. 登録日から30日以内に書類審査・プロフィール写真提出がなく活動が開始できない場合
2. 90日以内に退会もしくは休会のお申し出をされた場合
3. 当社からの連絡に対しご返答やご連絡がとれない場合
4. ご登録日より100日をを超えてからのお申し出があった場合
5. 自ら上限までお申し込みをしない、システムからの紹介を理由なく拒否する、お相手からのお申し込みを断るなど、積極的な出会いの意志が見られない場合

※有料オプション費用は返金対象外です。

第4条 会員の活動ルール

- ・お見合い申込は各ネットワークシステムの規定に従い上限内で行うことができます。
- ・お見合い申込・受諾の承諾待ち期間は最長14日間です。
- ・活動中の会員は、申込返答待ちであっても月会費が発生します。
- ・会員は、活動にあたり誠実かつ積極的に取り組む義務があります。

第5条 休会・退会ルールとペナルティ料金

■休会

- ・月会費は休会期間中は発生せず、維持管理費として2,200円/月が発生します。
- ・休会申請は翌月分料金締め日の20日までに提出する必要があります。

■退会

- ・退会申請は期間満了日の20日前までに報告する必要があります。
- ・期限を過ぎた場合、翌月分の月会費が発生します。

■ペナルティ料金

申込中・申込受諾中・お見合い中・交際中に退会する場合、取り下げ件数に応じて以下の料金が発生します。

- ・お見合い申込取り下げ：10,000円/件
- ・申込受諾取り下げ：10,000円/件

上記料金は、退会時に清算または請求されます。休会・退会申請の未履行や不正行為があった場合、別途規約に基づき対応されます。

■お見合い・交際のキャンセル料金

会員同士で日程を確定させた後のお見合いについては、原則として、日程の再調整及びキャンセルはできません。やむを得ない事情により日程変更やキャンセルを希望する場合は、所定の方法で行うものとします。

お見合い当日に、所定の方法での連絡がなく、お見合いが実現できなかった場合（遅刻等含む）、その理由の如何にかかわらず、当該会員は「当日キャンセル」をしたものとみなします。なお、会員が自らの事情によりお見合いの日程再調整またはキャンセルを希望する連絡をしたとしても、当該連絡がお見合い予定日の前日の21時以降となった場合は、連絡が遅延したものとみなし、遅延の理由の如何にかかわらず、当該会員は「当日キャンセル」をしたものとみなします。

会員は、「成立後のお見合いキャンセル」「当日お見合いキャンセル」をしたお見合いについて、その理由にかかわらず、次のとおり、「成立後のお見合いキャンセル」の場合はキャンセル手数料、及び、当日お見合いキャンセルの場合は、キャンセル手数料に加えて当日お見合いキャンセル手数料を、当社に支払うものとします。

1. キャンセル手数料は、各ネットワークシステムがお見合いのキャンセルが生じた場合にキャンセルを行った会員が支払うべきものとして定められている額とします。キャンセル手数料は、各ネットワークシステムの会員専用ページからご確認ください。（記載のない場合一律10,000円とします。）
2. 当日お見合いキャンセル手数料は、1件につき20,000円（※お相手が到着している場合は往復交通費をご負担いただきます。）とします。
3. 尚、お見合い当日以降にプロフィールの誤記載が発覚した場合はペナルティー（違約金）として10,000円（税込）をお支払いいただきます。
4. 交際成立後一度も会わずに交際終了の場合、本契約書第18条第3項に基づき、ペナルティー料金として20,000円（税込）をお支払いいただきます。

本条の定めにかかわらず、悪天候や災害等により、外出自体に危険を伴う恐れがある場合は、原則として会員と紹介相手が中止の判断をするものとします。この場合において、中止となったお見合いについては、キャンセル手数料、当日キャンセル手数料ともに発生しないものとします。

第6条 免責・個人情報

1. 当社は、会員間のマッチング結果、交際成立、成婚を保証するものではありません。免責の範囲は本契約書第19条及び第20条に定める通りです。
2. 個人情報の取扱いは本契約書第14条及び第15条に定める通りです。会員のプロフィールデータ等は、本契約書第15条に基づき、当社の加盟するネットワーク（コネクトシップ・JBA・TMS・IBJ online等）に参加する会員及び当該会員が所属する組織等に開示されることがあります。登録情報の正確性・最新性は会員が保持する責任があります。

第7条 契約内容の変更

- ・ サービス内容、料金、利用規約は、法令の変更、サービス内容の変更その他の合理的な必要性がある場合に限り、会員への通知をもって変更できるものとします（合理的な変更に限ります）。
- ・ 変更後の内容は、通知日以降に適用されます。

署名欄（入会申込者）

氏名

※本欄は電子署名（GMOサイン）により署名します。

改定履歴 2026年6月21日 改定 IBJ onlineの追加、選択サービスの利用条件、変更条件、変更手数料、変更時の適用時期及びIBJ onlineを利用する場合の同意事項に関する規定を追加。

（以下余白）